

令和 5 年 1 1 月
総務省自治行政局
文化庁
農林水産省大臣官房
経済産業省商務情報政策局
観光庁

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部 を改正する省令案について

1. 背景

国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 68 号。以下「統合省令」という。）において、地方公共団体の職員が国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等を行う際に携帯する身分証明書は、他の法令の規定にかかわらず統合省令で規定する様式（以下「統合様式」という。）も使用できることとされている。

今般、国土交通省の職員が立入検査等を行う際に携帯する身分証明書についても、発行や管理等の作業に係る事務負担を緩和し業務効率化を図るため、特段の支障がない限り、その様式を統合様式に一本化する省令改正を実施することとなった。

これに伴い、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成 4 年法律第 88 号。以下「お祭り法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく立入検査を行う際に、国土交通省の職員が携帯する身分証明書についても、統合様式を使用できるようにする必要があるため、当該身分証明書について、統合様式と同一の様式を使用できることとする。

2. 概要

お祭り法第 12 条第 1 項の規定に基づく立入検査を行う際に職員が携帯する身分証明書を規定した、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令（平成 4 年文部省・農林水産省・通商産業省・運輸省・自治省令第 1 号。以下「お祭り省令」という。）の別記様式を、統合様式に改正することとする。

また、本省令の制定の機会を捉えて、お祭り省令の規定ぶりについて、表現の適正化を図るため、お祭り省令第 5 条を改正することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和 6 年 1 月